UNP-RC Discussion Paper Series 22-J-01

サプライチェーンと知的財産権の保護

若杉隆平

新潟県立大学



Research Center of International Economy and Industry
University of Niigata Prefecture
471 Ebigase, Higashi-ku, Niigata, 950-8680 JAPAN
http://www.unii.ac.jp/economy-center/

サプライチェーンと知的財産権の保護*

若杉隆平

新潟県立大学

1. はじめに

新たな発見によって生み出される知識や技術に特許権が付与されれば無形資産として保護の対象となる。こうした無形資産は、財・サービスの価格、数量、品質を決める上で重要な役割を果たすことから、プラント、機械といった有形資産と同様、あるいはそれ以上に企業の競争優位性を決める要因となる。他方、有形資産では所有権の有無や専有が容易に判別できるのに比べて、無形財産では、特許権が付与されたとしても確かな専有を確保することは必ずしも容易ではない。こうしたことから、所有権・実施権を確保するための司法制度を始めとする資産保護の制度は重要な意味を持つ。

2021年10月、日本製鉄は自社が生産する「無方向性電磁鋼板」の特許権が侵害されているとして、自社の特許に抵触する電磁鋼板を生産する中国の宝山鋼鉄(世界の最大鉄鋼企業集団中国宝武鋼鉄集団の子会社)に対して200億円の損害賠償の請求、その鋼材を使用するモーターを部品として搭載する電気自動車・ハイブリッド車を生産・販売するトヨタに対して200億円の損害賠償及び電磁鋼板と用いたモーターを部品とする電動車の製造・販売の差し止めの仮処分を求めて、東京地方裁判所に提訴した」。また、2021年12月10日、日本製鉄は自社が生産する「無方向性電磁鋼板」の特許権を侵害している宝山鋼鉄が生産する電磁

^{*} この研究の一部は科学研究費補助金「知的財産権の保護とオフショアリングに関する経済分析」(20K01684)のもとで行われている。

¹ 日本経済新聞電子版 2021 年 10 月 14 日

https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC1466O0U1A011C2000000/

鋼板の販売に携わっている三井物産に対しても、販売の差し止めの仮処分を請求する提訴を 東京地方裁判所に対して行った²。(図1参照)

日本製鉄の「無方向性電磁鋼板」の特許権は、日本国内で登録され、知的財産権として確立されている。このため特許法により、特許権に抵触する製造者だけでなくそれを使用する者や販売に携わった者に対して、責任を求めることが認められる。従って、仮に特許権が侵害されているとすれば、特許を侵害する部材を生産する企業の生産・販売だけでなく、その部材の販売や使用に関与した者を相手取って損害賠償請求や生産・販売の差し止めを請求する二歩製鉄の訴えそのものは、法に沿ったものである。しかし今回の訴訟は、電磁鋼板を生産する宝山鋼鉄、使用するトヨタ、販売に関与した三井物産の3者がグローバルなサプライチェーンを形成しており、そうしたグローバルなサプライチェーンの各段階に携わる企業を相手取って損害賠償請求や生産・販売の差し止めを請求することに特徴があり、そうした例は筆者が知る限り見あたらない。

サプライチェーンがグローバル化するに伴って、知的財産権の保護を巡る提訴が複数国で同時に起きることも必然と考えられる。こうしたことに対して中国の裁判所が他国での提訴を差し止める訴訟禁止命令を発出している。こうした命令は訴訟の権利を損ない、結果として知的財産権の保護を損なうことにつながるとして、EU は WTO に提訴し、アメリカでは新たな立法措置が議会に提出されている。訴訟差止め命令がどのように行われるかはサプライチェーンに関わる企業の調達先の選択に影響をもたらすであろう。

この研究は、こうした最近の訴訟事例を基礎に、知的財産権を保護するメカニズムがグロー バルなサプライチェーンを形成する企業のアウトソーシングの決定にどのような影響をもたらす かを考察することを目的とする。

 $\overline{2}$

² 日本経済新聞電子版 2021 年 12 月 23 日 https://www.nikkei.com/article/DGXZOOUC22DSA0S1A221C2000000/

2. 知的財産の保護とサプライチェーン

2.1 競合企業間の知財提訴

日本製鉄と宝山鋼鉄の間には「方向性電磁鋼板」に関する技術の流失を巡り、以前にも特許 紛争があった。2007年に韓国の鉄鋼メーカーPOSCO(ポスコ)は、同社の電磁鋼板の営業秘 密(技術情報)を同社の従業員(日本製鉄の前身である新日鐵住金を退職した技術者)が宝 山鋼鉄に不正に売り渡したとして、この従業員を告発し、2008年、韓国の高等裁判所が有罪 判決を下した「技術流出事件」があった。この裁判の過程でこの従業員は「ポスコが不正に売り 渡されたとする技術情報は、ポスコの営業秘密でなく、日本製鉄から盗み出した技術情報であ る」旨の証言を行った。。

この証言は、日本製鉄の元技術者が電磁鋼板の営業秘密をポスコに不正に売り渡したことを示す証拠となり、日本製鉄は、これが不正競争防止法の定める営業秘密の不正取得行為に当たるとして、ポスコを相手取って、1000億円の損害賠償と電磁鋼板の製造と販売の差し止めを請求して東京地方裁判所に提訴することとなった。日本製鉄とポスコとは以前から資本業務提携関係にあったものの、これに対してポスコは日本製鉄の主張を否定する反訴を韓国において行うことになり、当事者間の話し合いではなく、司法の場で不正競争防止法に基づく紛争処理が行われた。この裁判の過程で、日本製鉄がポスコから300億円の支払を受けることで和解が成立した4。

日本製鉄が提訴した電磁鋼板は「方向性電磁鋼板」でなく「無方向電磁鋼板」であること、 宝山鋼鉄による権利侵害であり、ポスコを経由して日本製鉄から宝山鋼鉄に流出した営業秘

https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGH14EEA0U1A011C2000000/

³ 日本経済新聞電子版 2021 年 10 月 14 日

^{4 300} 億円は、日本企業がそれまで知的財産の紛争において得た最高額の和解金であると言われている。出典は注3参照。

密の不正使用とは異なること、「営業秘密」でなく「特許権の侵害」であることなど、異なる点があるが、熾烈な技術開発競争を伴いサプライチェーンを巡って国際的に競争する企業間(日本製鉄と中国・宝山鋼鉄)での知的財産権をめぐる紛争である点では共通性を有する。

2.2 知的財産権の侵害の連鎖

日本製鉄が有する特許権が侵害されたとするならば、侵害する企業である宝山鋼鉄を相手取って訴訟を提起することは通例であるが、日本製鉄のトヨタ等への提訴は、生産には直接携わらないものの、販売・使用に携わる日本企業(トヨタ及び三井物産)も訴訟相手先となっていることに特徴がある。

トヨタは内外に多くの部品調達先を擁している。それらの調達先からの部品の納入は、市場取引を通じた汎用品の納入だけでなく、調達先との間で技術情報を交換しながら納入部品を共同で造り込むことにより、共同で部品開発を行い、納入先に特殊的な部品の納入を行うことに特徴がある。トヨタを始めとする自動車産業の競争力は、アセンブリー・メーカーと部材メーカーとの間の生産技術の摺り合わせによって高められてきたことが指摘されている。日本製鉄との間でもそうしたことが行われており、トヨタは日本製鉄に対して技術者を派遣してコスト削減の技術開発を行ったことを明らかにしている。日本製鉄が軽量で強度の高い鋼材を開発することにトヨタも参画し、開発された部材をトヨタが使用し、自動車の性能を高めることによって販売台数を拡大してきたことが指摘される。

両者が長期にわたる継続的取引を通じて相互の利益を得る関係は、価格交渉においても 見られる。鉄鋼メーカーと納入先企業との間には長期的契約に基づく部材の取引が行われて おり、その価格はトヨタと日本製鉄との間での年2回の鋼材価格交渉において決定されてきた、

.

⁵藤本(1997)を参照。

⁶ 日本経済新聞電子版 2021 年 10 月 17 日

こうしたトップメーター同士の値決め交渉の結果が、業界の鋼材価格の指標となってきたことに、 両者の長期にわたる取引関係の継続が読み取れる。

もし日本製鉄がトヨタの間で長期継続的な取引関係がなかったとすれば、トヨタへの損害倍書や使用・販売の差し止めの請求は特許権の侵害に関する案件としては想定されたかも知れない。しかし、長期的に利益を共有してきた関係を継続してきた両社が、クロスライセンス契約などを利用した話し合いによる方法でなく、トヨタを相手に損害賠償と他社(宝山鋼鉄)の電磁鋼板を使用した自動車の生産の差止を請求することになれば、継続している日本製鉄からの電磁鋼板のトヨタの調達にダメージを与えることが予想される。日本製鉄は、顧客であるトヨタを喪失し、不利益を被るリスクがあることを覚悟しなければならない。そうしたことを考慮すれば、トヨタにとってもると、自らが訴訟の対象となることは予想しにくかったかもしれない。実際、トヨタは「特許権侵害の有無は、鉄鋼メーカー同士で解決されるべきもの」との立場を繰り返し述べ、自らが訴訟の対象とされることを回避しようとしてきた。

こうしたトヨタの対応は自動車産業において「特許保証条項」として一般化している。すなわち、部品メーカーがアセンブルメーカーに部品を納入する場合、当該部品が他社の特許権を侵害していないこと、仮に侵害があった場合には損害賠償責任は部品メーカーが負うことを、予めアセンブルメーカーに約束する条項である。こうした条項を盾にして、アセンブルメーカーは部材に関する知的財産権の紛争を部材メーカー間での問題として、自らが訴訟の対象となることを避けてきた。しかし、このような約束は、部材を売買する契約当事者間(トヨタの場合には、トヨタと宝山鋼鉄の間)のものであって、特許権が侵害されたとする者(日本製鉄)に対して、アセンブルメーカーの使用・販売における侵害行為の免責を認めさせるものではない。

2.3 知的財産権の保護を代替する訴訟

「営業秘密」の不正な使用を立証することは必ずしも容易でないが、特許権の侵害の立証

はそれほど難しくないと言われる。にもかかわらず日本製鉄が宝山鋼鉄だけでなく、トヨタや三井物産を提訴することに踏み切ったのは、中国企業である宝山鋼鉄を対象とする訴訟だけでは、特許権の侵害が仮に立証されたとしても知的財産権が実質的に保護されない可能性があると予想したことによるものと考えられる。

無方向電磁鋼板の生産・販売が特許権侵害の直接的理由であるならば、損害賠償や生産・使用の差止請求は、宝山鋼鉄を相手取り、宝山鋼鉄が所在する中国の裁判所に提訴することが第一に選択される。ただし、中国企業である宝山鋼鉄が日本製鉄の無方向電磁鋼板の特許を侵害していたとしても、以下の理由から、日本製鉄の知的財産に十分な保護が与えられない可能性がある。

- a. 日本製鉄の無方向電磁鋼板に関する特許出願が日本においてしか行われておらず、中国 において特許登録がなされていないことから、中国の裁判所で争うことができない。
- b. 日本と中国とでは、相互に相手国の判決を承認する相互保証がないため、日本の裁判所 において決定した判決内容を中国の裁判所が執行する保証がない。

このように知的財産権の保護が両国間で異なることが公知であるならば、日本製鉄が宝山 鋼鉄を提訴しても、宝山鋼鉄は日本製鉄に対応しない可能性がある。日本製鉄はこうしたこと を想定して、サプライチェーンを通じて宝山鋼鉄から無方向電磁鋼板を調達する企業が日本 企業であれば、日本において裁判を行い、その執行が行われることに着目して、日本企業を も提訴することにより、宝山鋼鉄を提訴するだけでは実現されない知的財産権の保護を代替 的手段によって補おうとしたものと考えられる。日本国内において権利保護を主張することが でき、その執行も確保できる日本企業を訴訟の相手先として損害賠償や販売・使用の差止を 請求することは権利保護の手段としては、有効な方法となる。

3. 知的財産権の保護の差異による歪み

知的財産権の保護の程度は自国と外国との間あるいは外国間で同一水準であるとは限らない。例えば、サプライチェーンによって連鎖する調達先企業が立地する国の知的財産権の保護が自国よりも十分でない場合、自国企業のオフショアリングの選択は影響を受ける。保護されるべき特許権や営業秘密を有する企業が調達先国の企業によって権利侵害を受けた場合には、被害を受けた企業は、権利を侵害する企業を相手取って損害賠償や生産の差し止めの請求をすることに加えて、侵害する企業から部材を調達し、使用し、販売する企業が自国に存在するならば、そうした企業を相手取って自国において損害賠償や使用・販売の差し止めを行うことになるであろう。その結果、オフショアリングによって部材を調達する企業は、調達先企業が立地する国の知的財産権の保護が不十分な場合には、自国または外国に立地する第三者によって自らが提訴されるリスクを負う可能性が高くなる。

そうしたことが予想されるならば、知的財産権の保護が不十分な国よりも十分に確保される 国に立地する企業を調達先に選ぶ方が、調達元企業の訴訟リスクを低めることになり、知的財産権の保護が不十分な国にサプライチェーンを拡大することには慎重となる。この結果、そうした国に立地する企業は、その企業の財の生産が効率的であったとしても、調達先として選択される上で不利となり、アウトソーシング先として選択されにくくなる。こうしたアウトソーシングの選択において生ずる歪みを回避するため上で、知的財産権の保護を国際的に共通なものとすることには重要な意義がある。

4. ASI(訴訟差止命令)とサプライチェーン

国際的にサプライチェーンが拡大することに伴い、実質的に同一の知的財産権に関する訴訟が多数国にまたがって争われることがある。こうした場合には、いずれかの国の裁判所が当事者による他国での訴訟の提起や継続を制限するために命令を出すことが国際間で了解されている。これは、自分に有利な判決を見込むことができる国・地域に訴訟を意図的に持ち込

むことを防ぐことを目的とするものであり、「訴訟差止命令」(ASI: Anti-Suit Injunction)と呼ばれる。他方、ASI が正当な裁判を求める権利を阻害することになってはならないため、その発動は本来慎重でなければならないとされる⁷。

こうした ASI に関して、2020年以降、中国の裁判所は、通信特許を有する欧州企業が自社の特許が侵害されたとして中国企業と争った裁判において、法廷地を中国国内に限定し、中国以外の国で関連する訴訟を提起することを禁止する ASI を頻繁に発出している。(表1) 中国では、この命令に違反する者には高額の罰金(1日最高額100万元)が課されることになるため、多くの企業は中国での裁判だけで和解を余儀なくされることになる。こうした中国でのASI の発出の背景には、米国で韓国サムスン電子がファーウェイに対して申し立てた特許訴訟において、米国裁判所がファーウェイに ASI を発出したこと、英国で米企業(アンワイヤード・プラネット)と争った訴訟で英国裁判所がはファーウェイに対して標準必須特許のグローバルなライセンス料を低く決定したことにより、米国と英国のいずれの裁判でも中国のファーウェイが不利な司法判断を受けざるをえなかったとの不満が中国において高まったことが理由であると言われている。

こうした中国における ASI の頻回な発出について、ASI が判決や和解交渉において自国企業が不利になることが予想される国・地域での訴訟を禁ずるための手段として使われ、欧州企

⁷ 中国だけでなく、インドにおいても ASI の頻発が見られている。一方、日本ではこれまで発令されたことはない。

⁸ 標準の規格に準拠した製品を製造するためにその発明を実施することが必須となる特許。標準に取り込まれた特許については、その標準を使う者は誰でも「公平、合理的、かつ差別のない」条件でライセンスが与えられることを、標準必須特許の権利者が標準設定機関に約束することになる。標準必須特許について特許権者の権利行使を自由に認めてしまうと、標準利用者は高額のライセンス料を支払うことになること(ホールドアップ問題)、多数の特許が標準に含まれる場合に実施料が高くなること(ロイヤルティスタッキング問題)などの問題が生ずる。他方で、特許賢者の権利行使の制限が行き過ぎると、特許権者が発明を標準に取り込むことを拒否し、標準を作れないという問題(ホールドアウト問題)が発生する。鈴木(2018)参照。

⁹ 日本経済新聞 2022 年 3 月 21 日朝刊 1 7ページ「海外知財訴訟、中国が阻止」

業が中国において低いライセンス料で和解を強いられる原因となるとして、欧州連合(EU)は、2022年2月、中国における ASI の頻発は TRIPs(知的財産権の貿易関連の側面に関する協定)に違反するとして、WTO の紛争処理手続を求める申し立てを行った。

また、米国では、2022年3月、ASI の執行を制限するための法案(Defending American Courts Act¹⁰)が米国議会に上程された。この法案は、中国が米国の技術を窃取するために、中国の裁判所が世界中の知財紛争を中国国内において処理することを目指して、米国内の特許訴訟に干渉しようとしていることに対抗することを目的とするとされている¹¹。

ASI の頻発が WTO 違反とされるか否かは紛争処理手続に待たなければならないが、ASI が頻発することは、その国に立地する企業がサプライチェーンに組み込まれることに影響を与えることになる。ここで、第三の企業が知的財産権を侵害されたことを理由に、その国に立地する企業を提訴することを想定しよう。こうした提訴に対して ASI が発出され、第三国での訴訟が禁じられるとすると、第三の企業の知的財産権は十分に保護されないおそれがある。第三の企業は自らの知的財産権を保護しようとして、侵害したとされる企業とサプライチェーンによって結びつきを有し、第三国に立地する企業を相手として提訴することが考えられる。これは、日本製鉄が中国の宝山鋼鉄だけでなく、サプライチェーンで結びつくトヨタ・三井物産を相手として訴訟を提起するケースと同じである。サプライチェーンを通じて自らが提訴の対象となるリスクを高まるとすれば、そうした国に立地する企業をサプライチェーンに組み込むことに慎重になるであろう。結果として ASI の頻発は、その国に立地する企業をサプライチェーンに組み込むことに慎重

-

¹⁰ https://www.congress.gov/bill/117th-congress/senate-bill/3772/text

https://www.tillis.senate.gov/2022/3/tillis-coons-cotton-hirono-and-scott-introduce-bipartisan-bill-to-prevent-the-chinese-communist-party-from-stealing-american-intellectual-property

5. おわりに

サプライチェーンのグローバルな拡大は、知的財産権の保護の制度の異なる国に立地する企業との連鎖を増加させる。この結果、知的財産権の保護するための訴訟が複数国で発生することが不可避的に生ずるが、これによって予想されるのは、国と国との制度の違いがもたらす知的財産権の保護の不備が生み出す不利益を回避しようとする企業は、サプライチェーンに組み込まれる企業であって知的財産権の保護が整備されている国に立地する企業を相手に訴訟を提起することによって、制度の不備を代替しようとすることである。日本製鉄が宝山鋼鉄とともにトヨタ・三井物産を相手に訴訟を提起したのは、その一例を示す。また、TRIPs 協定に違反するとして WTO に提訴されている ASI に関しても、それが頻回に発出されれば、サプライチェーンに関わる企業は第3国において提訴されるリスクが高まる。

こうした訴訟リスクを回避しようとする企業には、知的財産権の保護が不十分な国に立地する企業を国際的なサプライチェーンから排除する動機付けが発生することになる。知的財産権を保護するための制度が国際的に共通化されなければ、サプライチェーンに歪みが生じ、効率的なグローバル・サプライチェーンの形成が損なわれることを回避することが困難となる。

【引用文献】

Office of the United States Trade Representative, "2022 Special 301 Report on Intellectual Property Protection and Enforcement", April 27, 2022.

Tillis-Coons-Cotton-Hirono-and-Scott, Bipartisan Bill to Prevent the Chinese Communist Party from Stealing American Intellectual Property,

https://www.tillis.senate.gov/2022/3/tillis-coons-cotton-hirono-and-scott-introduce-bipartisan-bill-to-prevent-the-chinese-communist-party-from-stealing-american-intellectual-property, March 10, 2022.

World Trade Organization, "CHINA – ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS REQUEST FOR CONSULTATIONS BY THE EUROPEAN UNION", WT/DS611/1 IP/D/43 G/L/1427, 22 February 2022.

鈴木 將文「標準必須特許を巡る法的問題—国際動向と日本の対応の考察」RIETI Discussion Paper Series 18-J-020, 2018.

藤本隆宏『生産システムの進化論―トヨタ自動車にみる組織能力と創発プロセス』有斐閣 1997年.

日本経済新聞電子版 2021年10月14日、15日、21日、12月23日、 2022年3月21日.

図1. 日本製鉄による無方向電磁鋼板の特許侵害の提訴

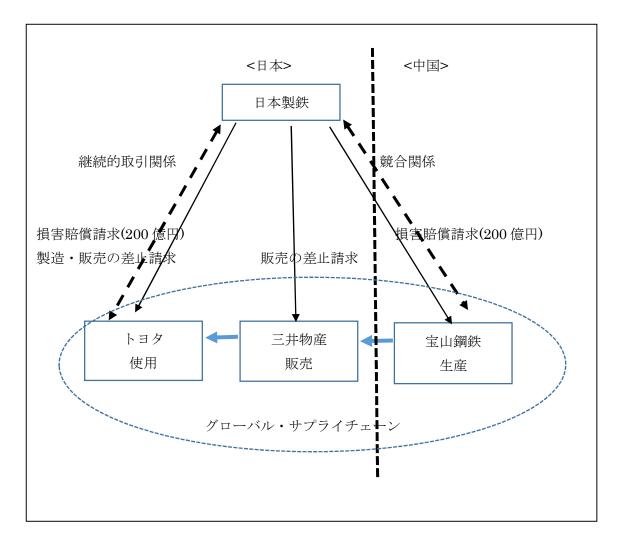


表1. 中国・裁判所による ASI の発出例

原告/被告	ASI の概要	発令日
Huawei/ Conversant	Conversant に対してドイ	2020.8.28
	ツでの判決の執行の申し立	
	てを禁止	
小米/ Inter Digital	Inter Digital に対してイン	2020.9.23
	ドで仮処分の撤回と新たな	
	提訴の禁止を命令	
ZTE/ Conversant	Conversant に対してドイ	2020.9.28
	ツでの判決の執行の申し立	
	てを禁止	
OPPO/シャープ	シャープに対して、ライセ	2020.10.16
	ンス条件について中国以外	
	での提訴を禁止	
Samsung/Ericsson	Ericsson に対して、中国以	2020.12.25
	外での提訴を禁止	

(出所) 日本経済新聞電子版 2022 年 3 月 21 日

https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC286CL0Y2A220C2000000/